

# 志有会 -shiyu-kai- 自習室 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、グラフィートレーディング合同会社（以下「当社」といいます）が運営する自習室「志有会 -shiyu-kai- 自習室」（以下「本施設」といいます）の利用条件を定めるものです。利用者は、本規約に同意のうえ、本施設を利用するものとします。

## 第1条（施設概要および利用時間）

本施設の概要および利用時間は以下の通りとします。

1. 施設名称：志有会 -shiyu-kai- 自習室
2. 所在地：奈良市学園前北一丁目 8-4 学園前Jビル 5F
3. 利用時間：朝 7 時～夜 23 時
4. 当社は、施設運営上の必要、建物管理上の事情、設備保守その他合理的な事由がある場合、利用時間、利用可能設備、サービス内容その他の利用条件を変更することができます。この場合、当社は合理的方法により利用者へ周知します。

## 第2条（利用の申し込み、本人確認および未成年の利用）

1. 本施設の利用を希望する者は、本規約の内容をすべて承諾のうえ、当社所定の申込書を提出することにより申し込むものとします。
2. 当社は、申込みまたは施設管理上必要と判断した場合、本人確認書類その他必要な資料の提示または提出を求めることができます。
3. 利用者が未成年である場合、本施設の利用申し込みにあたり、親権者等の法定代理人の同意を得るものとします。
4. 利用者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他当社へ届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法で届け出るものとします。利用者が届出を怠ったことその他利用者の責めに帰すべき事由により不利益が生じた場合、当社は責任を負いません。

## 第3条（利用期間、自動更新、会員資格およびセキュリティカードの返却）

1. 本施設の利用期間は、申込時に定める期間とします。
2. 月極利用において利用者が解約（利用の停止）を希望する場合、解約を希望する月の 20 日までに、当社が指定する方法にて解約の申し出を行わなければなりません。
3. 月極利用において、利用期間の終了月、または長期割引等の適用により複数月分の利用料金を前払いしている場合の当該前払い期間の終了月において、20 日までに利用者から解約の申し出がないときは、利用契約は翌月より 1 ヶ月ごとの自動更新へ移行するものとし、移行後も毎月 20 日までに申し出がない限り同様に更新されるものとします。
4. 長期割引の適用を希望する場合、または長期割引の利用に関して変更・終了を希望する場合は、適用期間（または各月）の終了月の 20 日までに、当社の定める方法にて連絡を行うものとします。
5. 短期利用プランの場合は、申込時に定めた期間の満了をもって契約終了となり、自動更新は行われません。
6. 契約終了時（中途解約および期間満了を含む）には、利用者は速やかにセキュリティカードを当社へ返却するものとします。
7. 契約終了（中途解約、期間満了その他の理由による利用終了を含みます）後も、利用者は、利用終了日の翌日から 2 年間、再利用に係る会員資格を保持するものとします。ただし、会員資格の保持期間中であっても、座席の確保を保証するものではなく、利用再開には当社所定の申込み、利用可能な座席の確認および所定料金の支払いを要します。利用終了日の翌日から 2 年を経過したときは、会員資格は当然に失効します。なお、第 11 条または第 13 条に基づき利用契約を解除された場合、本項は適用しません。

## 第4条（利用料金および支払方法）

1. 本施設の利用にかかる料金等（消費税込み）は、利用プランに応じて以下の通りとします。

### 【月極利用プラン】

- ・ 初期費用：入会金 3,300 円（前条第 7 項の会員資格の保持期間内に再利用する場合は免除）

・セキュリティカード発行事務費：1,100 円（発行時毎に必要）

・月額利用料金：

－ 第一教室 5F 90cm デスク：16,170 円/月

－ 第二教室 4F 100cm デスク：18,810 円/月

－ 第一教室 5F 140cm デスク：24,090 円/月

・共用施設利用料金（学習サポート含む）：2,310 円/月

#### 【短期利用プラン】

・初期費用：入会金 3,300 円（前条第 7 項の会員資格の保持期間内に再利用する場合は免除）

・セキュリティカード発行事務費：1,100 円（発行時毎に必要）

・デスク使用料金（共用施設利用料金はデスク使用料金に含まれます）：

－ 90cm デスク：13,200 円/2 週間 または 1,650 円/日

－ 100cm デスク：15,400 円/2 週間 または 1,870 円/日

－ 140cm デスク：19,800 円/2 週間 または 2,200 円/日

#### 【その他費用（両プラン共通）】

・駐輪場利用料金：1,100 円/月

・セキュリティカード再発行費（紛失時）：4,950 円

2. 利用料金の支払方法は以下の通りとし、利用者は当社指定の銀行口座へ振り込むものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

・月極利用プラン：初期費用および前払い料金については当社が指定する期日までに、自動更新後の月額料金については利用月の前月末日（当該日が金融機関休業日の場合はその前営業日）までに支払うものとします。

・短期利用プラン：全額前払いのみとし、当社が指定する期日までに支払うものとします。

（振込先は、申込時または請求時に当社が別途通知します。）

3. 月の途中で契約を終了して退会する場合、利用者は退会を希望する月の前月 20 日までに、当社の定める方法にて連絡を行うものとします。

4. 契約期間中に解約（中途解約）した場合であっても、既に支払われた利用料金の日割り計算による精算や返金はいりません。ただし、法令上返金が必要となる場合を除きます。

5. 当社は、経済情勢の変化、法令や租税公課の改廃、システムの維持費や人件費等の本サービスの運営コストの変動、その他の合理的な事由により、現在の利用料金が不相当となったと判断した場合には、本サービスの利用料金を変更できるものとします。

6. 前項に基づき利用料金を変更する場合、当社は、変更後の利用料金およびその効力発生日を、効力発生日の 1 ヶ月前までに、当社が適切と判断する方法により周知するものとします。

7. 変更後の利用料金は、前項の効力発生日以後の利用に適用されます。利用者は、変更後の利用料金に同意しない場合、効力発生日までに第 3 条に定める方法により解約することができます。

## 第 5 条（座席の変更）

1. 利用者が利用する座席（デスク）の変更を希望する場合、当社の事前の承諾を得るものとします。

2. 前項の座席変更に伴い、変更前より利用料金が高額な座席へ移動する場合、利用者は当社に対し、その差額分を当社の指定する方法および期日までに支払うものとします。

3. 第 1 項の座席変更に伴い、変更前より利用料金が低額な座席へ移動する場合であっても、当社は利用者に対し、すでに支払われた利用料金との差額の返金はいりません。ただし、法令上返金が必要となる場合を除きます。

## 第 6 条（設備・通信環境・防犯カメラ等に関する事項）

1. 施設内の Wi-Fi は、付随的サービスとして無料で提供するものであり、常時の接続、通信速度、通信の完全性または安全性を保証するものではありません。回線の混雑、電波状況、通信設備の障害、保守作業、第三者による行為その他当社の責めに帰することのできない事由により生じた接続不良、通信速度の低下、ウイルス感染、不正アクセス、情報漏えい、データの消失その他の損害について、当社は責任を負いません。利用者は、自己の責任において、利用端末のセキュリティ対策、OS およびソフトウェアの更新、重要なデータのバックアップ等を行うものとします。

2. 防犯、事故・トラブル対応および施設管理の目的で、施設内に防犯カメラを設置し、録画を行います。録画データは、これらの目的の達成に必要な範囲で利用し、閲覧できる者を業務上必要な者に限定するなど適切に管理します。録画データは、利用目的の達成に必要な期間保存した後、事故・トラブル対応等のため引き続き保存する必要がある場合を除き、順次消去します。法令に基づく場合その他個人情報保護法上認められる場合を除き、第三者に提供しません。
3. 当社は、設備の保守、修繕、点検、清掃、工事その他施設管理上必要な場合、設備または座席の利用を一時的に制限することがあります。

## 第7条（利用マナーおよび管理上の指示）

1. 利用者は、本施設の静穏、安全および良好な学習環境の維持に配慮し、他の利用者、当社スタッフ、建物管理者、他テナントおよび近隣者に迷惑を及ぼさないよう利用するものとします。
2. 当社は、施設の安全、秩序、衛生および良好な学習環境を維持するため、利用者に対し必要な注意、指示、座席移動その他合理的な措置を求めることができます。利用者はこれに従うものとします。
3. 利用者が前項の指示に従わない場合、当社は当該利用者の施設利用を制限し、または第11条に基づき利用契約を解除することができます。

## 第8条（禁止事項）

利用者は、本施設、本施設が所在する建物の共用部分（廊下、階段、エレベーター、エントランス等）および建物周辺において、以下の行為を行ってはなりません。

1. 自習スペースでの私語、および他の利用者の迷惑となる行為（大声での会話、携帯電話の通話、過度な音漏れ等）
2. 許可された場所以外でのキーボードやマウスの操作
3. 他人のデスク、私物その他所有物に許可なく触れること
4. 本施設の設備、備品等を持ち出し、または故意・過失により破損・汚損する行為
5. 本施設内での喫煙、飲酒、または当社が指定する場所以外での飲食
6. 本施設の利用権またはセキュリティカードを第三者（家族・友人を含む）に譲渡、貸与、共有し、または担保に供する行為
7. 自らのセキュリティカードその他の利用資格を用いて、契約者以外の第三者を無断で本施設内に入室させ、または本施設を利用させる行為
8. 暴言、卑猥な発言、威嚇、嫌がらせ、つきまとい、差別的言動、騒音その他他人に不安・不快感を与え、または業務・学習を妨害する行為
9. 他の利用者、当社スタッフ、建物管理者、他テナント、来訪者または近隣者に対する迷惑行為、営業妨害その他その平穏を害する行為
10. 火気、危険物、違法物品、強い臭気を発する物、腐敗しやすい物その他施設管理上不適切と当社が合理的に判断する物品を持ち込む行為
11. 多額の現金、貴重品その他盗難・紛失時に重大な損害が生じる物品を施設内に放置する行為
12. 虚偽の情報を流布し、または違法もしくは不当な方法により、本施設または第三者の信用、名誉、安全もしくは財産を害する行為。ただし、正当な相談、苦情申出、通報、意見表明その他適法な権利行使を除きます。
13. 法令または公序良俗に反する行為
14. その他、施設の安全、秩序または良好な学習環境を害するものとして当社が合理的に不適切と判断する行為
15. 大容量データの継続的な送受信、ファイル共有ソフトの使用、不正アクセス、ウイルス等の送信その他施設内ネットワークまたは他の利用者の通信を妨げ、またはその安全を害する行為

## 第9条（私物、残置物および忘れ物等の取り扱い）

1. 施設内で発見され、または当社に届け出られた忘れ物については、遺失物法その他の法令に従い、所有者への返還、警察署長への提出その他必要な対応を行います。
2. 契約終了後に契約デスクその他施設内に残置された私物のうち、遺失物に該当しないものについて、当社は、登録された連絡先に相当な方法で引取りを求めた上で、通知の日から1ヶ月間保管します。期間内に引取りがない場合、当社は法令に反しない範囲で処分することができます。ただし、腐敗物、危険物、衛生上問題のある物その他早急な処分が必要な物については、直ちに処分できるものとします。

3. 前項の保管または処分に費用を要した場合、当社は、そのために通常かつ必要となった合理的な実費を利用者に請求できるものとします。
4. 衛生管理および施設維持の観点から、利用者の契約デスク上または周辺に放置された物のうち、客観的にゴミであることが明らかな物、腐敗物、使用済み容器その他衛生上または施設管理上早急な処分が必要な物について、当社は、利用者の事前の許可を得ることなく処分することができます。
5. 火災、漏水、設備故障、清掃、工事、避難経路の確保その他緊急または施設管理上必要な場合、当社は、利用者の事前の承諾なく私物を移動し、または一時的に保管することができます。この場合、当社は善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。

## 第10条（施設の休業、緊急時対応および免責事項）

1. 設備の保守点検、修繕、清掃、工事その他施設管理上合理的に必要な場合、または天災地変、感染症、停電、通信障害、建物管理上の事情その他当社の合理的な支配を超える事由が生じた場合、当社は、事前の通知なく本施設の全部または一部の利用を休止することがあります。当社は、当社の責めに帰することのできない事由による利用休止により利用者に生じた損害について、責任を負いません。
2. 火災、地震、事故その他の緊急時、利用者は当社、建物管理者、消防、警察その他関係機関の指示に従うものとします。
3. 本施設内で発生した利用者の私物の盗難、紛失、破損、または利用者間その他第三者とのトラブルについて、当社の責めに帰することのできない事由により生じた場合、当社は責任を負いません。
4. 利用者が故意または過失により、本施設の建物、設備、備品、他の利用者または第三者に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償する責任を負うものとします。
5. 本施設の利用休止が相当期間に及び、利用者が本施設の主要なサービスを利用できない場合、利用料金の取扱いについては、利用不能の期間および程度に応じ、法令に従って取り扱います。

## 第11条（利用停止および契約の解除）

当社は、利用者が以下のいずれかに該当した場合、必要に応じて注意・警告を行い、または事情の重大性・緊急性に応じて何らの催告を要せず直ちに利用契約を解除し、もしくは施設利用を一時的に制限することができます。

1. 第8条の禁止事項に違反した場合
2. 第7条に基づく当社の合理的な指示に従わない場合
3. 利用料金その他の債務の支払いを遅滞した場合
4. 申込内容に虚偽があった場合、または第三者になりすまして利用した場合
5. 当社が契約管理上必要な連絡を相当な方法により複数回行ったにもかかわらず、相当期間応答がなく、契約の継続に必要な確認ができない場合
6. 他の利用者、当社、建物管理者、他テナントまたは第三者の安全・信用・業務等に重大な影響を及ぼした場合
7. その他、本規約に違反し、当社と利用者との間の信頼関係を著しく損なう行為があった場合

## 第12条（損害賠償、費用負担および遅延損害金）

利用者が故意または過失により本規約に違反し、当社または第三者に損害を生じさせた場合、利用者は、法令により認められる範囲で、その損害および違反对応に通常かつ必要となる合理的な費用を賠償または負担するものとします。

1. 第8条第6号または第7号に違反し、セキュリティカードを第三者に貸与、譲渡もしくは共有し、または第三者を無断で入室もしくは利用させるなどの不正利用を行った場合、利用者は、不正利用者による利用期間および内容に応じた通常の利用料金、カードの無効化、入退室履歴の確認その他不正利用への対応に要した合理的な実費、ならびに当社または第三者に実際に生じた損害を、重複しない範囲で負担または賠償するものとします。
2. 利用料金その他の債務の支払いを遅滞した場合、利用者は、支払期日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、法令上これを下回る上限が適用される場合は、その上限によります。また、内容証明郵便その他債権回収のため通常かつ必要となった合理的な実費について、利用者は法令上認められる範囲で負担するものとします。
3. 契約終了後（中途解約および強制退会を含みます）7日以内にセキュリティカードを返却せず、または紛失その他の理由により返却できない場合、利用者は、カードの無効化、システムの再設定その他の対応に実際に要し

た合理的な費用を、4,950円を上限として負担するものとします。ただし、第4条に基づき同一の費用を既に支払っている場合、当社は重ねて請求しません。

### 第13条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを確約します。
2. 利用者が前項に違反した場合、当社は何らの催告を要せず利用契約を解除することができます。

### 第14条（通知および連絡）

1. 当社から利用者への通知または連絡は、申込時に登録された電子メールアドレス、電話番号、書面、施設内掲示、当社ウェブサイトその他当社が適切と判断する方法により行います。
2. 利用者が登録情報の変更を届け出なかったことその他利用者の責めに帰すべき事由により通知が到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 第15条（管轄裁判所）

本規約に関して紛争が生じた場合は、奈良地方裁判所または奈良簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

### 第16条（協議事項および規約の変更）

1. 本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、当社と利用者が誠意をもって協議の上、解決するものとします。
2. 当社は、法令に従い、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的な場合、本規約を変更することができます。
3. 本規約を変更する場合、当社は、変更内容および効力発生日を、施設内掲示、電子メール、ウェブサイトその他当社が適切と判断する方法により、あらかじめ周知するものとします。

**附則** 本規約は、2026年9月20日から施行します。